

が、以来既に十九年を経ておるようでございます。もとより、この会議におきましては、政策決定権を持たない関係省庁の調整協議機関として設置されたものだと聞き及んでおりますが、平成二年九月二十六日以降はこの会議が開催されない状態があるようございます。のことからも、食料安全保障に関する実際の備えというものが、まだまだ私は机上の枠組みから出ていないと言わざるを得ない現状かと認識いたしております。

新たな基本法の制定を契機に、総合安全保障の一翼を担うべき食料安全保障体制の確立に向けて、これは単にひとり農林水産省の問題としてではなく、農政の問題としてではなく、まさしく国民として、国家として取り組むべき課題であると存じますが、この点につきまして総理の御所見を賜りたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 全く御指摘のとおりと申しますが、言うまでもなく食料は人間の生命維持に欠くことのできない基本的物資であり、世界の食料需給について中長期的に逼迫する可能性もあると見込まれる中で、国民に対する食料の安定供給を確保することは國の基本的な責務であると考えます。このため、国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料の安定供給と、不測の事態に対応し得る食料安全保障を確保することは、國家の総合的な安全保障の一翼を担うものでありまして、その基盤となる農業の持続的な発展と農村の振興に内閣を挙げて全力で取り組んでいく考えでございます。

過去のお取り組みについてのことも御指摘いたしましたが、今般、この基本法を成立させていただきまして、内閣としては、申し上げましたように全力を挙げて一体のものとしてこれらの課題を取り組んでまいり、改めてその決意も申し上げさせていただきたいと思います。

○三浦一水君 同じ意味合いであります、農業の多面的機能の位置づけについてもお尋ねしたいと思います。

我が国は、空気と水と安全はただといったような価値観がこれまで存在してまいりました。その陰で、農林業が健全に機能することで確実に清浄な空気と豊富な水を提供してきたという歴史がございます。

しかし、今や中山間地域を中心に耕作放棄が進み、人がそこに住み農林業が営まれることによって初めて維持されてきた経済外の効果、いわゆる多面的機能も、それを維持することができない状態が深刻化しているのが実情であるかと思います。国民の環境と自然に対する意識が高まつてきています。農業の多面的機能に対する認識も近年、国民の間で次第に深まつてきていると言ふことができるのではないかと思います。

しかしながら、先ほどの安全保障と同じでございますが、国家として、国土政策あるいは環境政策においての多面的機能の位置づけが必ずしも現状においては十分でないと認識いたしております。農山村の多面的機能が發揮されて初めて二十世紀の日本の国土環境を守ることができるのではないかと考えております。

食料安全保障と同様に国を挙げて取り組むべき課題であると考えますが、御所見を賜りたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 國土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、こうした多面的な機能は農村で農業生産活動が行われることにより生ずる機能であります。そのため、農業・農村全体の持続的な発展とその基盤となる農村の振興が不可欠でございます。

一方、国土政策の基本方向を定める全国総合開発計画におきましては、二十一世紀の国土づくりの考え方として、農村の整備につきまして、生活環境の整備を進めるとともに、農地、森林等地域の資源を再発見し、自然環境等の保全と回復を含む農村環境を積極的に創造していくこととしてお

り、農業の有する多面的機能の重要性が考慮され

るものとなつてゐるところであります。このこ

とは國の責務として本法律案の中に第七条として

このよだな施策の展開に当たりましては、從来厳然と述べられておることから、今回の法律の意義におきまして、今お尋ねいたしました点につきましての方向性を定めるものと、こう認識をいたしておる次第でございます。

○三浦一水君 これらのこと踏まえてまいりますと、私は、今回の新基本法の制定によりまして新たな理念に基づき二十一世紀を展望した施策を推進するに当たりさらに重要なことは、政策実施のための予算的な裏づけではないかと考えております。

財政当局から、ややもすると、從来の農林水産予算の枠内で対処していただけるものといったような声が聞こえてまいります。しかしながら、新農業基本法案が中山間地域等の振興を図るために念頭に置いている直接支払いにいたしましても、けさの公聴会における公述人の意見の中にも伺いましたが、現在の農林予算における価格支持經費をその財源に振り向けるならば事足りるといったようなことではないであろうと私は思つております。

農業・農村の多面的機能は從来、經濟外効果として確保されてまいりましたが、農業・農村の衰退傾向のためにその機能がもはや發揮できないおそれが強くなっています。農林関係予算の一般会計予算額に占める割合は昭和三十五年の七・九%から減り続けており、平成九年度には三・七%にまで低下をしている状況でございます。

これを前提として、食料・農業・農村全体の無理があるのではないかと思ひますし、農政の枠を超えた視点が予算の上でも重要であると考えます。

二十一世紀は食料不足の時代、飢餓の時代と呼ぶ人もあります。そういうときに、国際的に食料安全保障をどう確立していくかという問題、それから今もお話をございました多面的機能、つまり環境や國土の保全、水資源等の確保など、その多面的機能をどのように生かしていくかという問題が新たな時代の要請となつております。もう一つは、時あたかもWTOの次期農業交渉が始まろうとしております。

そういうときに、この新しい基本法は我が国立場を内外に向かつて明らかにする意味を持つものだと考えておりますが、この新法制定の背景となる時代認識はそのようなことで共有できますでしょうか。

○久保宣君 基本的な考え方としておは、全く久保委員のおっしゃられるとおりと認識しております。

○国務大臣(小淵恵三君) 基本的な考え方としておは、全く久保委員のおっしゃられるとおりと認識しております。

○久保宣君 それでありますと、この新たな基本法というものの持ります性格は、一つは旧法にかかる新たな農政の理念を明らかにする理念法であります。それからもう一つは、国際的に内外に向けて日本のこれから食料・農業・農村に関する立場や方針を宣言する宣言法の性格を持つものだと考えております。

理念法、宣言法という立場から考えますと、こ

の新たな基本法の全体をあらわす前文がこの法律

て重要であつたと私は考えております。

らも述べられたところであります。

すと我が国は三〇%もないでしよう。これらの

にとつては最も重要な意味を持つものであつたと
考えておりますが、前文が省略された理由を総理
はどうのようにお考えになつておりますか。

○國務大臣(小瀬恵三君) 基本法における前文の必要性についてお尋ねがございました。
前文には、法案の basic concept と法案の提出に至った事情が記述されているのが常例でございます。
本法案におきましては、基本理念は条文の形で明確化しており、また法案提出に至った事情につきましては趣旨説明で盛り込むことから前文を置かないかたるものであります。必要な事項は盛り込まれておると考えております。

述べられておるわけでございまして、これは私の感
じであります。が、當時、日本国憲法が制定され、
そして基本法といふものにつきましてはやはり憲
法のごとく前文が述べられるという法律形式があ
る意味では、當時としては通常だったのではないか
というような気がいたしておりますが、これは法
律の専門家ではございませんのであるいは誤解が

あるかもしれません。
今回は、今答弁を申し上げましたような趣旨で
理念としてはつきり条文の中に盛り込まれるとい
う形でございまして、その趣旨は今回の基本法に
盛り込まれておる、このように認識をいたしております
り、御理解を賜りたい、こう思つておる次第でござ
ります。

しかし、それは少し意味が違うのじゃないで
しょうか。それでは、前文に書いたものは条文に
出てこないのか。そんなことはないのでありま
で、前文があるからこそ条文に入ってくるのであ
ります。その前文に強調される内容こそが理念法
であり、内外に向かって宣言する、特にWTOの立
交渉に当たつて我が国の立場というものを相手國
にもはつきり理解してもらうためには前文が極

しかし、そのことについて今ここで議論しても始まらないのかもしれません、公聴会の公述の中からも、ぜひこの際新たな基本法の制定に当たって国会の決議を、農業者も消費者である国民も元気の出るような決議をしてもらいたい、こういう声がありますが、前文に匹敵するような、これにかわるべき役割を負う院の決議が行われるとということになれば、それは国会がお決めになることというお答えではなくて、ぜひ政府としてもそれを歓迎し、尊重するというお立場をおとりたい

これらの問題について、この基本法が成立いたしますと基本計画が速やかに策定されるものとの考えておりますが、この基本計画はいつごろおつくりになりますか。

最初の基本計画は、五年見直しが書かれておりますから当然五年間の目標がここに数値として出てくるものだと思いますが、この基本計画全体を決めてまいりますものは自給率の定め方が非常に大きな要素となるものと考えております。そういう意味では、この新法を提案されております内閣

國々はみんな一〇〇%をはるかに超えております。イギリスも一三〇%です。そういう中で、日本の自給率はもう想像を絶するところへ落ちていらんですから、食料安保を語る資格もない。それならば、基本計画を策定するに当たって少なくとも八五年の数値ぐらいまでは五年間で戻すといいうぐらいいの考え方方に立つて基本計画の策定を命じなければ、この基本法は絵にかいだもちにすぎないし、何ら日本農業の展望を開くことにはならないと私は思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(小淵惠三君) 先ほども御答弁申し上げさせていただきましたが、WTOの次期農業交渉等において主張すべき考え方は、本法案に基本理念の形で十分明確に示されておると考えております。また、WTOの次期農業交渉に向けての政府の考え方につきましては、先般、次期交渉に向けて日本の提案として取りまとめ、公表したところでございます。

なお、国会におきましての決議のことが先生からお話を伺ったことがあります。これは閣議決定のうえ、二月上旬に閣議決定されたものであります。この問題は、閣議決定のうえ、二月上旬に閣議決定されたものであります。

の責任者として大体どの辺を目標にして自給率の策定をおやりになるおつもりでしょうか。ぜひ経理の率直な御意見を承りたいのであります。

○國務大臣(小淵惠三君) 食料自給率の向上につきましては、国内で生産されるものが消費者や需者に選択され、その需要が増加することを通じて初めて実現されるものであります。このため、食料自給率の目標は、何の前提もなく単に目標数值だけを掲げるのでなく、生産、消費両面における課題を明らかにしながら数字を積み上げていこうと通常ながら考へております。

○國務大臣(小澤源三君)　自給率が我が国におきまして大変低くなつておる現状につきましては私とて十分認識をいたしてゐるつもりでありますて、過般、新聞にも、米国一三八、インド一〇〇、中国九四、ブラジル八五、日本二八と穀物自給率の点について記されておりました。しかるがゆゑに、我々としてもその自給率というものにつきまして、國民が安心のできる數値といふものを持たなければならぬということの御指摘もまた大きなかつて、御指摘の一つだらうと私は思います。

上、次期農業交渉に関する決議等がなされるとすれば、当然、政府としては尊重されるべきものがあると考えておる次第でございまして、久保先生から御指摘ではござりますけれども、やはりこゝにした法案に対する対応につきましては、国会において十分御相談いたければありがたいとしまして十分御相談いたければあります。思つておる次第でございます。

これが適切であると考えております。その具体的な数値につきましては、今後、検討しておりまして、実現可能な望ましい水準として、いく考えでござります。

○久保亘君 これは総理大臣の御答弁としてはなかなか受け取れがたい。農水省の担当の方がそのような答弁を用意されたんだと思うのであります。が、これは非常に私はおかしいと思う。

今、なぜこの新しい農業基本法を農業者にも三

たが、従来の基本法をもつておらず、かゝる点で一定の数値というものをあらかじめ固定的に示す一定の国にこうした類似の法律をとりましても、そのどの国においては大変困難性が伴つておるのではないかという気がいたしております。したがつて現下こうした形で数値が低減しつつある状況がまことに大きいという現況にかんがみましていかに対応するかという考え方において、今回この基本法も制定をしようということであろうと思つております。

められる問題だと考えておりますが、前文がなくなりたたの立場からも決議はそれにかわって大きな意味を持つものだと私は考えております。次に、自給率の問題についてでありますと、元気の出るものとならないという意見は公述人に

人本標準がかかるようなものにしてほしいという声がたんこさん上がつているかといいますと、アメリカもイギリスもドイツもフランスもどこの自給率を見て、八〇〇%をはるかに超えていて、かくて、八〇〇年のころで、もう少し前にありますか、そのころ日本はドイツやイギリスなどと比べて自給率は決して下回ってはいなかつたはずであります。それが今では、穀物ベースでいきま

すばかりとした答弁になりませんけれども、私は、さうしては気持ちとしてはそういう方向性についての危機感というものを強く持つておるつもりでござりますが、これを改めて数字として明確に国民にお約束するというのは、いろんな状況の中で甚だ困難な点もあるかと思つております。しかし、いざれにしても自給率を一定に確保し、国民の皆さんのが安心して食料に対する不安感をとどめ、より多くの方々がこの問題に取り組んで貰いたい、これが私の立場です。

を除いていけるよう、我が國自身の努力について考えたいかなればならないということについてあります。

○久保亘君 この基本法の中には、基本計画で定めるべきことということで食料自給率というのはちゃんと項目を起としてござります。それで、いつ基本計画をおつくりになるのかは知りませんが、来年度から予算上も新法でスタートを切るということならば、当然この基本計画は早い時期につくられなければならない。この基本計画の中で非常に重要な基本となるものが自給率をどこへ定めるかということになります。期間と率を定めることなしに基本計画はつくられない。

さらに、この新法の中では、この法律に従つて新たな農業施策を進めていくに当たつて法制上、財政上、金融上必要な措置を講ずることと書いてあります。そうすると、この法律を今国会で成立させた場合に、来年度からこの新法に沿つてやつていくということになれば、法律に書いてあるんですから、そのことをやらないかぬのです。自給率をアップさせるためには相当なコストがかかります。扱い手の問題にしても土地を初めとする基盤整備にしても相当なコストがかかるのであります。これは国が責任を持つとの法律の中に書いてあるんです。

だから、そういう必要な措置をとつていくためにはいつまでもほつておくことはできぬのであります、一体基本計画はいつできるんでしょうか。

○國務大臣(小瀬恵三君) 今年度中にこれを策定する考えでございます。

○久保亘君 今年度中といふことは来年の三月三十一日までということですか。そうすると、平成十二年度にはその基本計画はどうなるんですか。

○國務大臣(中川昭一君) 今、総理から御答弁ございましたように、基本計画、そしてその中に含まれる自給率を初めてするいろいろな必要事項は今年度中に決めるわけでございます。決めるに當

たっては、今、先生からも御指摘ありましたように、品目ごとに、また消費者や実需者が受け入れ可能な、そしてできるだけ高い数字を設定したいと考えております。

基本計画の全体像ができましたならば、国会に報告するとともに公表させていただくという法律の規定に沿つてお示しをし、また五年をめどに見直し作業ということも今後必要になってくるわけだと思います。

○久保亘君 新法によって、財政的にもこの法律を具体化していく場合には責任を持つことになります。ですから、これらの問題は国会に報告をするのではなくて、当然、国会の審議の対象となるべきものと私は考えております。

それらのことも含めてお聞きしたいことがたくさんあります。時間がありませんので最後に一つ。今度のWTOの次期交渉において今までの输出国、輸入国との権利義務等におけるアンバランスな面を是正するということを日本政府の方針とされているようですが、このバランスを回復しなければならない最も大きな問題は何でしょうか。

○國務大臣(小瀬恵三君) ウルグアイ・ラウンドの農業合意に対しての規律は、輸入関税については削減約束等が課せられている一方、輸出税について何らの約束がされていないこと、そして第二に輸入国に輸入機会の設定義務等が課せられてゐる一方、輸出国には一定の条件のもとでの輸出規制・禁止が認められていること、第三に輸出補助金について削減義務が課せられるにとどまつております。

なお、水稻の作況への影響につきましては、まだ生育初期であることから現時点ではほとんど影響がないものというふうに考えております。

○風間禪君 今さつとお伺いしただけでも、いざれにしても七百億を超えて八百億近くあるわけであります。

そこで、総理は今度の第一次補正予算をお考

えになつていらつしやるわけですねども、この補

正予算への計上も含めた今回の集中豪雨に対する復旧についての基本方針といふものをお持ちだ

と思いますが、いかがございましょうか。

○國務大臣(小瀬恵三君) 私からも改めて今般の集中豪雨によりまして被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げますと同時に、家屋その他の喪失とともに人命が失われたわけでありまし

だらうと思います。

○風間禪君 公明党の風間です。

衆議院に引き続いて總理にこの当委員会においていただきまして、大変にありがとうございました。

まず初めに、先ごろの集中豪雨による被害を受けられた皆様方には心からお見舞いを申し上げた

ところではありませんし、一日も早い復旧を祈らずにはい

られませんが、現時点で、今回の集中豪雨によつて、浸水を含めた耕地面積はどのくらいあるのか

といふことで、作物や耕作物の被害額、そして米の作況への影響をどう認識しているのか伺いたい

と思います。

○國務大臣(中川昭一君) 天気が回復してまいりましたので、七月五日六時現在の数字で申し上げますが、まず亡くなれた方、被災を受けた方に

私が最もお見舞いを申し上げます。

まず、冠水面積が千三百三十ヘクタール、ただしこれは天気の回復とともに徐々に減りつつございます。農作物等の被害が約五億円、ハウス等が三千万円、農地・農業用施設が二百九十八億九千

万円、あと林地関係が三百四十三億円、水産物関係が一・五億円ということです。

なあ、水稻の作況への影響につきましては、まだ生育初期であることから現時点ではほとんど影響がないものというふうに考えております。

○風間禪君 今さつとお伺いしただけでも、いざれにしても七百億を超えて八百億近くあるわけであります。

そういう意味で、今回の農業基本法は宣言法あるいは理念的な性格がより強いわけでありま

すが、関連する個別の政策あるいは法案に対しても、どういうように規範力を持つのかということが大きな実効ある政策運営をしていく上で大事なことではないかと私は思いますが、この点について總理のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(小瀬恵三君) 新基本法に示されてい

る理念や基本施策の方向は、政策理念等を宣言いたしますとともに、個別の法律の制定や施策の展開に当たりましての指針としての役割を担うもの

であろうと思います。このため、新基本法に示された理念や基本的施策を具体化する計画として食

料・農業・農村基本計画を定め、これに基づく具

体的施策や法制度を総合的かつ計画的に推進する

て、そうした方々に哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

今お尋ねの点につきましては、農水大臣が御答弁申し上げましたように、現在の時点における被害状況がすべて把握をされおりません。したがいまして、今御指摘のように、現在編成が進められております補正予算におきましては、正直なところ申し上げて、まだそのことを予算の中に盛り込むというような形には相なつておらないところです。

まず初めに、先ごろの集中豪雨による被害を受けられた皆様方には心からお見舞いを申し上げた

ところではありませんし、一日も早い復旧を祈らずにはい

られませんが、現時点で、今回の集中豪雨によつて、浸水を含めた耕地面積はどのくらいあるのか

といふことで、作物や耕作物の被害額、そして米の作況への影響をどう認識しているのか伺いたい

と思います。

○國務大臣(中川昭一君) 次いで、今、久保委員からも質問が

ありましたが、この現行の農業基本法はある意味では前文をつけて理念や宣言をより明確にしていますが、個別の政策や法案に対しては余り拘束力を持つていないとあります。今度の

新基本法におきましてもより抽象的で、ある意味では理念や方針というのがあるとしても政策体系が余り明瞭になつていないという部分があると思

います。

そういう意味で、今回の農業基本法は宣言法あるいは理念的な性格がより強いわけでありま

すが、関連する個別の政策あるいは法案に対しても、どういうように規範力を持つのかということが大きな実効ある政策運営をしていく上で大事なことではないかと私は思いますが、この点について總理のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(小瀬恵三君) 新基本法に示されてい

る理念や基本施策の方向は、政策理念等を宣言いたしますとともに、個別の法律の制定や施策の展

開に当たりましての指針としての役割を担うもの

であろうと思います。このため、新基本法に示された理念や基本的施策を具体化する計画として食

料・農業・農村基本計画を定め、これに基づく具

体的施策や法制度を総合的かつ計画的に推進する

こととしております。

また、情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに見直すこととしたとしておりまして、このことにより、社会情勢の変化がありましても、基本法と個別の法律や施策のつながりを確保していくことといったしておるわけでございます。

この基本法成立後におきまして、この理念、指針をもといたしまして、それにあわしい法律というのも改めて制定されてくるでありますようし、またそのことにつきまして、今後とも恐らくいろいろな御提案等がなされてくると思つております。政府としてはそうしたものを受け具体的な考え方を取りまとめ、時において法律化していく必要がある、こう考えておるところでございます。

○風間社君 せつかく総理にお越しいただいておりますので、農業にとどまらず、広い意味でのバイオアグリ産業が二十一世紀にどうあるべきかという観点で質問をさせていただきたいと思います。

先日の新聞にもお出でおりましたように、政府と自民党の間で「バイオ産業育成へ一兆円」、バイオテクノロジーなどの先端科学分野での開発体制を大幅に強化するとの合意に達したようございます。その中で、基本戦略の骨子の一つに、「イネ遺伝子を二〇〇八年までに全解読」というふうに書かれています。戦略が盛り込まれております。

特に、イネのゲノムを解析することについては稻の増産に有効であるばかりではなく、ほかの農作物の応用などについても大変重要な状況で、限りない資源が眠っているとも言われておるわけでですから、資源のない我が国がこれから科学技術立国として立っていく上でも大変重要な問題だと私は思つております。

今後、百年という長いスパンで見たときに、世界的な食料不足を解決していく上でも大変大事な問題で、そういう意味で、日本がバイオニア的な役割を果たしていく使命をもまた持っているとい

うふうに思ひますし、また国内においても、バイ

オ研究施設などを農村に持つてくれば、ある意味では雇用の受け皿にもなるというふうに私は認識しているわけであります。特許が絡んでいたために、幾ら頑張ってみたところで外国に一日でもおくれをとれば、結局それまでに積み上げた投資した額がむだになってしまうということがあるわけであります。

そういう意味で、私は、二〇〇八年までにイネ遺伝子を全解読するということをもう少し前倒すべきではないかというふうに思うわけであります。この点についての総理のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) イネ遺伝子の解析研究につきましては、我が国は世界に先駆けて一九九一年度から研究に着手したところであります。その後、研究の進捗を踏まえ、一九九八年度に計画を抜本的に強化し、世界でも第一級の体制で取り組んでいるところでございます。

現在、二〇〇八年を目標にすべての遺伝子の構造解析を行うことといたしておりますが、それに至るまでの間におきまして、民間企業との連携、獲得できた重要な遺伝子の活用等により新産業の創出に十分配慮して研究を推進してまいりました。全く違うことかもしれません、昨日、政府といたしましても産業競争力会議という会議を開いておりまして、その中の一つの主題は実はバイオテクノロジーについてございました。

我が国といたしましても、このバイオテクノロジーについて相当のある意味での投資も行われなきやならぬ、世界に負けてはならないということだらうと思います。それぞれ単一の研究課題につきましては今、稻の問題なども相当進んでおると思つておりますが、いずれにいたしましても全体的にもつともっと加速させていかなければなりません、これが日本の二十一世紀を決定する一つの大いなポイントではないかというお話を多くなされおるところでございます。

お答えになるかどうかわかりませんが、稻につ

きましては、どのようにいたしましたら二〇〇八年の計画を早めることができるのか、よく政府部内で検討させまして、単に予算面のことだけではなく、実行できるかどうかについては実は私も十分理解し得ませんけれども、いずれにしても、委員御指摘のように、少しでも早くこうした問題について解析をして結論を得る努力をしていかなければ世界におくれをとる。私は一般的にはそんな認識をして対処したい、こう思つておる次第でございます。

○風間社君 関連して、今、総理がおっしゃつてくださった、バイオ産業育成に五年間で二兆円を投資するとなれば年間四千億でありますけれども、今厳しい財政事情の折からではあるものの、そういう意味では困難性を伴うわけですが、それでも米国の半分程度ですから、より一層の、予算面だけじゃなくて技術面での開発が望まれていると思いますので、ぜひ総理にこの部分でのいわばリーダーシップをとつていただきたいというふうに思います。

次に、特にバイオ産業の中で脚光を浴びている遺伝子組みかえ食品であります。それが、最近、バイオコーンの中に、葉っぱを食べたチヨウの幼虫が死亡したという報告が相次いであつたことから、ヨーロッパでは栽培禁止にしたという措置をとった国もあるわけであります。そういう意味で、遺伝子組みかえ食品のいわば消費者レベルでの不安感というか、そういう部分と、あるいは学者レベルで持つてある安全性の証明の妥当性というか、いろいろ交錯しているわけで、遺伝子組みかえ食品の安全性については表示を含めて徹底して審査をしてほしいという要望があるんです。

そのことについて、安全性を確かめるシステムを構築する上でまだまだ研究途上の部分はあるにしても、この分野で世界のトップランナーを目指しても、須藤美也子君 共産党の須藤美也子でございます。まず、世界の栄養不足人口が現在八億四千万人と言われております。その上、二十一世紀には人口増加、それに食料生産が及ばない、つまり食料不足の時代を迎える、こう警告がされております。そういう中で、最大の食料輸入国である日本がこのまま輸入依存を続けていくことは国際的に食料安全保障に有害な影響を与えているのではないか、このように思います。

日本が食料自給率向上を掲げていくということが国際的な責務であると思ひますが、まず総理の認識をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 須藤委員御指摘のように、世界の人口は極めて増加率が高まつておるわけでございまして、一方、食料における生産につ

て、質問を終わります。

○國務大臣(小淵恵三君) 我が国におきます遺伝子組みかえの農作物や食品の安全性の評価につきましては、これまで国際的な議論を踏まえながら厚生省や農林水産省の定めた指針に基づき、安全性を確認するシステムを既に設けておるところでございます。

きましては、地域によつて大変異なりますけれども、事情は必ずしも楽觀を許さない状況であります。そうした中で、我が國民の生活の基盤になります食料をいかに確保していくかということは最大の関心事でなければならぬかと思つております。

やさしかた意図で、政府といいたしましては、今般こうした法律案を提案させていただきまして、その理念に基づき、その指針に基づいて方向性を定め、まことに我が國の国民が安心のできるような体制をつくり上げていく、このことに専念をいたしていかなければならぬ、こう考えておる次第でございます。

○須藤義也子君 二十一世紀の食料難の時代に、幾ら日本がお金があつても食料を世界から買わざることなどできない時代を迎えると思います。

そういう中で、現在、国際的な食料問題に直結

する世界の農産物貿易はWTO協定のもとに行われているわけです。本会議でたびたび總理質問を行いましたが、總理はその中でWTO協定の改定ありきではないと、一貫してこういう答弁をしておられました。そういうような姿勢はもはや通じない事態を迎えているのではないかと思います。

例えば、国際稻研究所の資料を見ますと、アジアの米消費国の人口はふえ続け、二〇二五年には九〇〇年度に比べて七〇%増大する、こういう資料で明示されています。

しかし、そのような事態でありながら、日本では十分生産できるのに需要の少ない米を無理やりミニマムアクセス米として輸入しています。これについて總理は不合理だとは思いませんか。そのような協定を変えなければならぬ、こういう意

○国務大臣(小沢恵三君) WTOの次期農業交渉において、いずれの国にとりましても公平で公正な貿易ルールの確立を図り、各国の農業が共存のできるような国際規律の確立を図ることが重要であると考えております。

する時期に当たつておることを踏まえれば、次の交渉は農業の多面的機能の重要性、食料安全保障への配慮、輸出入国間の権利義務のバランスの回

○國務大臣(中川昭一君) 我が国の基本的な考え方、それから提案をお示ししたところでございます。

さらに、最後に総理にお尋ねをいたします。
そもそもこの基本法は、総理が調査会に諮問を
し、答申を受け、それに基づいてつくられ、総理
大臣が直接最高責任の立場にあるわけです。

する時期に当たつておることを踏まえれば、次の交渉は農業の多面的機能の重要性、食料安全保全への配慮、輸出入国間の権利義務のバランスの回復の三点を確保することを目的とするべきであるとの提案を行つております。次期交渉における我が国の基本スタンスを明確に表明することが現在の交渉基準過程では最も重要であり、このような認識のもとで今回の次期交渉に向けての日本の提案を取りまとめたところでございます。

具体的な提案につきましては、交渉が開始された後、交渉の進展状況等を見つつ、十分な戦略を練つて提案すべきものと考えております。その内容を予断して交渉に臨むことは適当でないとの判断のもとに、初めに協定の改定ありきではないとの立場で申し述べさせていただいているところでござ

○須藤美也子君 そういう總理の、初めに協定の改定ありきではないと、そういう姿勢はもう通用しないのではないかと今實問したわけです。
というのは、今回、次期WTO交渉に臨む日本の骨子が提案されました。この中には、例えば輸

出国の規制を強化することや、協定の枠組みを基
本的に維持しながらも、国内支持政策の範囲の見
直しや、国内助成の削減についての各国の政策運

嘗の柔軟性などを主張しています。これだけではもちろん不十分きわまりありません。それでもこれを実現しようとすれば、WTO農業協定の第五部、第六部、第四部、関連附属書の改正が必要になるのではないかですか。

さらに、見直しだけで改定を否定するのはおかしいと思うんです。協定を変えなければ日本政府が今示しているこの提案すら実現できない、こういうふうに思います。

ですから、そういう点で総理がこれまで協定の改定ありきではないと、こういうことをおっしゃつてきましたわけですけれども、今日ここに日本政府が次期交渉に向けた骨子が提案されているわけですから、これを実現するためにはWTO農業協定を改正しなければ実現しないものだと思うんです。

六

よう価格政策を見直していくとともに、これに伴う価格の著しい低落が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するための経営安定対策を講じたいと考えております。

こうした取り組みに加えまして、経営全般にわ

たる支援策につきましても総合的かつ計画的に講じていく考えであり、これらにより、我が国農業の持続的な発展とこれを担う農業者の安定的な經營の維持継続を確保していく考え方でございまして、この考え方に基づきまして、農は國の大本であるという考え方の上に立脚をしながら諸施策を講じてまいりたい、このように考えております。

○須藤美也子君 時間ですので、終わります。

○谷本魏君 新しい基本法は、農業だけじゃなくて食料と農村とい�新たな課題も加えてスタートをしようとしております。

総理、それだけに省庁間にまとまる行政努力を必要とするものが多く出てまいります。例えば、自給率引き上げの問題一つとってもそうであります。この法案では、国内生産の増大ということと、もう一つの柱として食生活の改善向上という課題を掲げております。この食生活問題は、指標をつけてそれでやれば国民の食生活が変わるという単純なものではありません。それは学校給食に始まって、いろいろ検討しなきやならぬ課題もあるでしょ。

そして、何といつても食と農との乖離の関係が決定的になってしまった、そこをどう復するかといったような問題についての食農教育の問題。特に、今度は教育改革の中で総合学習活動というものが取り上げられることになった。こうした問題は押しながら文部省管轄であります。これとのドッキング関係というのがきちっとされていかないやなりません。

さらには農村政策、これまたしかりであります。きょうの中央公聴会では、地域崩壊の話というのがかなり出てまいりました。そういうものをどう立て直していくか。そして、それとともに、

活力ある農村社会を築いていくのには、農業だけじゃなしに今度は加工や流通問題、そしてまた関連した多様なる産業構造を持つた地域社会を建設していくことが大きな課題になってくるであります。

これらの課題というのは、自治省、環境省、厚生省、建設省、通産省等々が絡んでまいります。

こうして見てみると、農林水産省のみならず他省庁挙げて実行活動に入っていく必要がある。そこで、総理はこれらの点をどう受けとめて、それからまたこの課題にこたえようとしておられるか、いかがでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 先生御指摘のとおり、この新農業基本法につきましてはもうろろの問題を提起させていただいていると思っております。

そのことは、農業政策のみならず食料政策と農村政策をその対象とするものもあり、その政策効果を上げるために、食品の安全性や食生活の改善、交通・情報通信・御指摘の教育文化、各方面にわたる施策を推進していくことが極めて重要でございまして、このために、農林水産省が中心的な役割を果たしつつ、関係する省庁と密接な連携と協力を図りながら諸施策を推進していくかなればならない、こう考えておるところでございます。

○谷本魏君 次に、次期WTO交渉に関連して若干伺いたいと存じます。

総理、現在のウルグアイ・ラウンドでつくられたルール、これが引き上がるてまいりました背景にあつたものは過剰だと言わでまいりました。

た。当時のことを見てみますというと、腹いっぱい食っていた人口が八億、栄養水準がぎりぎり、または餓餓が五十億ありました。買う力がなかつたんですよ、途上国を中心にして。だから、生産過剰だということになつて、それでアメリカとEU主導型で輸出拡大というのが強要されたという

で申し上げますというと、例えば三年前、FAOが主催して世界食料サミットが開かれておりました。ここでいろいろなことが決められてきました。日本政府が主張しているのと大体同じようなことが決められてまいりました。

それからまた、最近では七月三日、国連人口・開発特別総会、これが採択をした文書を見てみます。ということは、人口問題解決に向けて食料安全保

障というのを明確に位置づけております。

ガットは今、WTO、国連の一機関になりまし

た。国連の機関でいいめいそれぞれ別々なことを言っているんですよ。これはもう直していかな

きやなりません。

そのためには、次期交渉に当たつては、地球環境、それから資源の有限性問題等に配慮した自然条件、歴史的経緯の違いを尊重した各國の農業

が共存できる新しいルールづくりに取り組んでいかなければなりません。その点が一つ。

それから、もう一つ総理に伺いたいのは、この立場はEUとも共通する点がある。同時に、途上

国とも食料安全保障問題等々多くの点で共通する

ものがある。しかも、途上国の場合には、発言の機会が持てない国が多い。それだけに、こうした国々と連携をしながらWTO交渉に臨んでいく必

要があると思うが、いかがでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 御指摘の点につきましても、十分心得て対処しなければならないかと存じます。

ただ、再三申し上げておりますように、今回の次期農業交渉におきまして各國が取り組んでおる

農業改革の円滑な実施を促進する見地から、またこれまでの各國の実施の経験等も踏まえまして、特に農業の多面的機能の重要性、その一つとして位置づけられた食料安全保障への配慮、輸出入国間の権利義務のバランスの回復の三点を確保する

ことを交渉の目的としておるところでございまして、こうした基本的三点をベースにいたしまし

て、今、委員が御指摘の点、あるいはEU、また

あるいは途上国等の考え方もそれをお聞きをし

ながら、同時に我が国の立場を主張し、これを達成できる努力をWTOにおきまして実現してまいりたい、このように考えております。

○谷本魏君 それからもう一つは、新しいルールが確立されるまで、ミニマムアクセス米の国家貿易体制の維持。それから特別セーフガードの適切なる効果、そして米、林産物、水産物関税率引き下げには応じないことを国際社会の場で明らかにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 関税水準を初め、ウルグアイ・ラウンドの合意の取り扱いにつきましては次期交渉におきまして議論されることになりますが、新たな合意がなされるまでの間は現行の合意内容が維持されるべきものと考えております。

我が国といたしましては、このような考え方のもと、今後のWTOの場等におきまして適切に対応してまいりたいと思います。

○谷本魏君 最後に、ガイドライン関連での食料確保について伺いたいと存じます。

ガイドライン関連法の論議をめぐって衆参両院を通じ軍事面での論議はありましたが、戦争に巻き込まれた際の国民への食料の供給確保、政府の説明も論議もありませんでした。

後方支援といいましても、巻き込まれますといふと、これは例えば輸送でいますというと、武器弾薬、兵員、この輸送が最優先されていくようになってまいります。輸入に支障が生じてくるだろう、国内の輸送にも支障が生じてくるだろう。

そして、そういうもとで、少量の備蓄米を食いつぶしたときの具体策、後のこととは何もないんで

す。これは太平洋戦争の際、前線とそれから統後とあつた。今で言う後方です。後方がどういう食料危機的状況にあつたかは総理も御記憶であります。

そういう状況を見てみると、ガイドライン関連法を論議した際には、このことは政府もきちつと明確にすべきだつたろうと私は思うんです。

ともかくも、ガイドライン関連法をつくったの

は政府でありますから、その責任からすれば、そ

うした場合の食料確保についてきちっとしたもの

を示していく必要がある、その点いかがでしょう

か。

○國務大臣(小淵恵三君) 直接的にガイドライン関連法と関連するわけではありませんが、不測時における食料安全保障ということは極めて重要なことであるという観点から、本法案におきましても第十九条を設けて、そうした不測の事態において対処すべきことを法律化しよう、こういうことでございます。

食料・農業・農村基本法案におきまして、こうした不測の事態、すなわち凶作、輸入の途絶等により国内における食料の需給が逼迫するような事態におきましても国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されるよう、必要な施策を講じていくことといったおところでございます。

そのような事態におきましても国民に対する食料の供給が確保されるよう、石油をはじめとする農業生産資材の確保、熱量効率の高い穀類等への生産転換、国民生活二法、食糧法等による食料の価格及び流通の安定策や国内における円滑な輸送手段の確保など多方面にわたる対応策について、農林水産省を中心に関係省庁の十分な連携を図りながら検討を進め、万全の対策を講じ、いささかも国民に不安なからしむるよう努力いたすべきものと考えております。

○谷本義君 時間が参りましたので、終わります。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。

短い時間でございますので、早速、質問に入らせていただきます。

今回の新農業基本法、この中に、従来と違つて、食料と農村を入れた基本法になりましたことを高く評価いたします。その法案の中でもまた一つ現行基本法よりも一步踏み出した内容になつておりますのが、従来は国がすべて基本方針を立てて実行していく、それに地方公共団体は準じてといふことになつたのを、地方公共団体と国が一体となつて相協力し合つて

いくというところが私は大変興味を持つところであります。

期待をするところであります、反面、相協力してということであるならば、ともに責任逃れになつてしまふ可能性すらあるんじゃないかと

いう心配も一面するわけであります。

先ほど、公述人の意見の中にも、地方公共団体、いわゆる地域がそれぞれの思いを込めて生産をしていく、その計画をきちんと地方が打ち立ててやれることができるとならば、我々はもつと元気が出でくるというお話をされました。いわば、国は内外の需給調整あるいは再生産可能な条件整備、そういうものを国の役割としてきちんとやり、地方公共団体はみずから地域の生産の拡大のために努力をしていく、それを国が支援あるいは誘導していくというようなことの取り組みをここで明確に地方と国との役割分担もきちんと決めておくことが責任逃れにならないといふふうに私は思つうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 新基本法案におきましては、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地方の自然的・經濟的・社会的諸条件に応じた施策を策定、実施することといたしております。国と地方公共団体は食料・農業・農村政策を講ずることにつき相協力することを規定するなど、国と地方公共団体の適切な役割分担や地域の特性に応じた施策の展開など、地域の実情を重視した考え方が盛り込まれておるところでございま

す。

今後、このような基本的な考え方に基づき、国と地方公共団体とが適切に役割を分担しつつ、地域の特性に応じまして具体的な施策が推進されるよう努めてまいりたいと思いますが、今、阿曾田委員御指摘のように、本法律案の一つの大きな柱でもございます。相協力してその実効が上がるよう、今御指摘のような諸点につきましても十分配慮して、いささかかもこの条項が盛られた趣旨が達成できないことのないように考慮していくべきだと考えております。

○阿曾田清君 総理から心強いお約束をいただい

て、ありがとうございます。

次に参りますが、「多面的機能の発揮」ということで掲げてあるわけであります、その発揮に努めなければならぬということでのどのような発揮の仕方をされるのか、その見解を求みたいと思

います。

○國務大臣(小淵恵三君) お尋ねの趣旨は、どのような施策を講ずるかということと理解をいたしま

すが、農業の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を發揮していく上で農業の持続的発展と農村の振興が不可欠でございます。

そこで、農業の持続的な発展を図るために農地や担い手を確保するとともに、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造の確立に向けた施策、農業に内在する自然循環機能の維持増進を図るための施策を推進する考

えでございます。

また、農村の振興を図るため、生産、生活基盤が一体となつた総合的な農村整備の推進により、景観にすぐれ、豊かで住みよい農村づくり、中山間地域等の条件不利地域における多面的機能の確保を特に図るための施策等を推進してまいりたいと考えております。

○阿曾田清君 多面的機能の中に今、総理がおつしやいました水田、いわゆる地下水の涵養ですとか自然環境の維持とか、さらには国土保全、そういうような機能を金に換算すると三十九兆円あると承っておりますが、それ以外の、例えば農村や農用地のアメニティーの創造、さらには伝統文化、農村社会の維持等を金に換算しますと百兆円以上だというような評価が出されております。

ということは、私はそういうソフトの方の取り組みというのがこれから本当に大事だらうと思ひます。特に、農村の伝統文化というものが今非常に失われてきております。担い手がいなくなつてきている、農村が崩壊しているといふことで、その文化が継承されなくなつてきて失われてきていい

ものは私は日本民族のまさに苗代であり、日本人の心だと思います。

そういう意味で、農村の伝統文化あるいは景観、そういうものに対しても百兆円の価値があるソフトラー部分をもつと私は重く受けとめていただ

き、お取り組みを願いたいと要望いたします。

最後に、みずから食と物を持たない隣人ほど危険なものはないという言葉がありますが、食料自給率の問題が非常に論議されております。食料安保という観点からして、これを実現することは容易ではない、一%上げるのにも容易ではない。

この食料自給率をどうやって上げていくかというその国としての進める体制づくりとその戦略はどういう観点からして、これを実現することは容易ではない、一%上げるのにも容易ではない。そのように考えておられるかお尋ねいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 全く御指摘のとおりと理解しておりますが、世界の食料需給について中長期的に逼迫する可能性もあると見込まれる中で、国民の必要とする食料の安定供給を確保することは国的基本的責務と考えております。今後、国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料の安定供給を実現するためには、特に自給率の低い麦、大豆等の生産拡大が不可欠であり、品質の向上や均一化、ロットの確保等により実需者のニーズに応じた生産を推進していくことが必要であると考えます。

このため、消費者の需要に即した農業生産を図るための価格政策の見直しや、これに伴う影響を緩和するための経営安定対策の実施、品質の向上、安定のための技術開発・普及、経営意欲のある農業者の育成確保を図るための経営施策の体系的整備等の施策の総合的・計画的推進に全力を挙げて取り組んでまいりの考え方でございます。

○阿曾田清君 終わります。

○石井一二君 自由連合の石井でございます。予定が三分ほどおくれておりますが、総理の御予定は極めてタイトであろうと思いますので、私は三分カットして質問をいたしたいと思います。

同僚各位がWTO関係について質問いたしました

たが、私は二つの懸念を持っています。一つは、遺伝子組みかえ食品の表示の問題についてどのように方策でこれから取り組んでいくのか。これは農水大臣の答弁を求めます。

もう一つは、米についていろいろございます。例えば、七月の初めにはニュージーランドにおけるAPEC貿易相会議において、バシェフスキーさんが来なかつたということで中川さんが大いに怒つたということ、これはAPECの問題はWTOと関係ないということだけられたということも私は正しいと思いますが、いよいよ九日から一般理事会の特別会合があつたり、またカナダにおいて五ヵ国農相会合ということで、どんどん日本が答えを求められる。それは広く門戸を開けるといふような問題、関税化の問題であろうと思います。

総理、あなたの御所見を承りたいポイントは、日本は基本的にアメリカの言うことを聞き過ぎるんじやないかという私は心配をしております。

例えば、KEDOに金を出せと言わればすぐに出す。TMDに金を出せと言わればすぐに出す。空中給油機を買えと言わればすぐに前向きに返事をする。古くは、オリンピックに参加するのをやめろと言わればすぐにやめる。あるいは湾岸戦争に金を出せと言わればすぐに出す。コソボの戦後処理についても今そういった方向で進んでおります。

もつとひどいのは、プラザ合意以降、低金利政策をやり過ぎたために非常に大きな損失を、金が向こうに流れアメリカは大きな株高を呼んでおりますが、日本はその反対になってきたとか、あるいは米国債を強引に買わされた結果、二百円、二百五十円、百八十円で買った国債が九十円ぐらいに下がったときに非常に大きなお金を日本として損をしたということは、即日本の長い長い不景気につながつておると。

こういう余り人が指摘しない面で私は憂慮しているわけですが、米国に対してもノートと言えるような総理になつて、このWTO問題も解決していた

だきたいと思つております。

総理と農水大臣から一言ずつ私の今申したことに対するコメントをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○國務大臣(小淵恵三君) 最も知米派と私、評価いたしております石井議員でございます。その議員から、アメリカ追随の政策のみをとつてきたといふ御指摘をござりますけれども、その時点、時点における政府の基本的な考え方に基づいて、究極は我が国の安全そして安定のために必要な対応をとつてきたものというふうに理解いたしております。

しかし、個々の点についての御指摘につきましては、私自身はいろいろな反省も込めまして検討いたしていくことは至極当然だろうと考えております。しかし、米国と日本との関係におきましては、単にその時点における利害損得だけではかり知らない大きな同盟国としての立場があるわけでございまして、ともどもにそれぞれの自国の繁栄と同時に国際社会における責任を果たしていく、こういう立場で適時適切に対応してきたと確信をいたしておりますが、委員の御指摘も十分承させていただいたところでございます。

○國務大臣(中川昭一君) いわゆる遺伝子組みかえ食品の表示の問題でございますが、まず検討会でいろいろ検討をやつております。大前提としては、安全性ということが大前提になるわけでございますが、表示につきまして、遺伝子組みかえ食品の表示の問題でございますが、まず検討会でいただき、昨年からいわゆるパブリックコメントということで国民一般の皆様方の御議論を承り、それを参考にしながら、今度は技術的検討のための小委員会というものをやつていただきまして、近々、方向性が小委員会の方で出てまいりますが、表示につきまして、遺伝子組みかえ食品の表示のあり方ににつきましては八月中をめどに何らかの結論をいただき、最終的に農林省としての方向性を国民にお示ししたいというふうに考えております。

○石井一二君 終わります。

○委員長(野間赳君) これにて内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

第三九八三号 平成十一年六月二十二日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
一、食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願(第三九八三号)

紹介議員 広中和歌子君

七月二日本委員会に左の事件が付託された。
請願者 北海道帯広市上清川町西二線一五
六 平緒真裕美外九百四十五名
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

平成十一年七月二十二日印刷

平成十一年七月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局